

震災からの復旧・復興対策に係る

要 望 書

令和5年7月

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、12年4か月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後も、被災自治体に相当程度配慮していただき、心から感謝しております。さらに、令和3年度から令和7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、被災地の復興に向けた手厚い措置を講じていただいているところであり、本県においても被災者の生活再建及び産業等の復興完遂に向け、県民一人一人が着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケアをはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、震災伝承の取組など、被災地は様々な中長期的課題を抱えており、継続的な対応が求められています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水や多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の問題について収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。処理水の海洋放出については、反対の立場は変わりません。もとより、放出の有無にかかわらず、国は原発事故の収束に向け、前面に立って万全の対策を講じ責任を持って迅速に実施していただく必要があります。

本県が抱える様々な課題を解決し、震災からの真の復旧・復興を成し遂げるためには、自助努力はもとより、国による財政支援に加え、各種の規制緩和など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、被災地の実態に即した特例的な財政支援の継続や復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図っていただくほか、原発事故への対応について、国の責任の下、今後とも確実な対策が講じられるよう、次のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるほか、令和3年3月に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、「第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。」こととしていただきました。

つきましては、被災地の復興完了に向けた取組を確実に進めるため、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、必要な事業に対する特例的な財政措置を引き続き講じるよう求めます。また、様々な事情により未完となっている事業や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止、規模縮小等を余儀なくされた事業、地域の実情、社会情勢の変化にも配慮し、第2期復興・創生期間の延長や各種制度の柔軟な運用を求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

また、地方自治体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

3 福島第一原子力発電所に係る処理水・汚染水・廃炉対策

多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針において決定した海洋放出処分については、放出時期を本年春から夏に見込むとしていますが、国民・国際社会への理解醸成はいまだ途上にあり、本県の水産業を初めとした各種産業への、新たな風評の拡大が懸念されています。復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の着実な実施を、追加対策や支援内容の見直しも含め、対象地域を福島県に限定することなく、新たな風評を発生させないという強い決意の下、国が責任を持って機動的に取り組むことを強く求めます。また、国による取組や対策を講じてもお風評被害が発生する場合には、国は東京電力ホールディングス株式会社をしっかりと指導・監督し、主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう強く求めます。

さらに、放射性物質を含む汚染水が漏れいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう指導・監督し、万全な管理体制が構築されるよう求めるとともに、廃炉等の措置に当たっては、粉じんの飛散防止対策も徹底するよう求めます。

加えて、これらの処理水・汚染水・廃炉対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明するとともに、安全最優先で進めるよう求めます。また理解醸成などの対策を講じてもお生じうる風評被害や損害等については、セーフティネットの仕組みをつくり、引き続き国が責任を持って財政措置を講じるよう求めます。

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいますが、いまだに諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

5 放射能に汚染された廃棄物の処理及び除染土壌等の処分

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、国民に対して分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国が主導的な役割を果たすよう求めます。

また、8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、県全体で処理を進めるために必要な取組に対して十分な財政・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援するとともに、指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。さらに、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物の処理促進に向けて処理先の確保に積極的に取り組み、保管自治体の実情に応じた処理を実施するよう求めます。

除染により発生した除去土壌や除染廃棄物については、処分が完了するまで、保管市町に対して保管に係る財政的、技術的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう求めます。

また、除去土壌はいまだに処分基準が定められていないことから、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示するよう求めます。

さらに、除去土壌や除染廃棄物の処分を実施するためには、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であることから、放射線に関する正しい知識の普及啓発や国民的な理解の醸成に向けた国の取組の一層の充実を求めます。

6 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して記憶の風化防止や防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などが一体となって取組を進めることが重要です。

一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から 12 年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するためにも、国が令和 5 年度から実施する調査事業の結果を踏まえ、伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や、伝承施設の改修や運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じることを求めます。

7 産業・なりわいの復興に向けた支援

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、復旧・復興事業等の影響により、令和 5 年度内に事業に着手できない事業者が想定されることから、令和 6 年度においても予算措置するよう求めます。また、東日本大震災、令和元年東日本台風、令和 3 年福島県沖地震、令和 4 年福島県沖地震に係るグループ補助金事業において、事業者の

責めに帰さない事由により令和5年度内の事業完了が困難なものについては、令和6年度への事故繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについて、再予算化が図られるよう求めます。

加えて、財産処分制限の運用について、事業者が社会経済・海洋環境の変化に合わせた設備・機器の転用や入替等を行う場合には、一定の条件の下に、国庫補助金納付を免除する等の柔軟な対応を求めます。

また、これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上の回復に遅れが見られるほか、人手不足や県内魚市場の水揚量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格や電気料金の高騰、資金繰りの悪化など、現在も課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、被災地の人材確保、加工原料の安定確保など、水産加工業者の取組に対する国の支援について財源措置を拡充するとともに、返済期間・猶予期間の延長など資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援を求めます。また、燃料価格高騰や電気料金高騰などに対する国による新たな支援制度の創設など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

8 被災者支援の継続

本県においては、東日本大震災による度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と継続して協議を行うとともに、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。

また、災害公営住宅に入居した被災者は高齢化率や独居率が高く、健康状態の把握や孤立防止のため、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。

このことから、国においては、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興基本方針」に基づき、心のケア対策や見守り・相談支援等の被災者支援に対する十分な予算措置を行うよう求めます。

また、本県では、NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合交付金「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしています。復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められてお

り、引き続き、NPO等の取組に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは運営基盤がぜい弱であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化している中、第2期復興・創生期間においてもNPO等が安定して取組を継続させるためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続及び十分な予算措置を求めます。

9 移転元地の利活用の促進

被災自治体が防災集団移転促進事業により買取りを行った移転元地は、小規模であり、また、公有地と私有地が混在している等の理由から、特に沿岸部において利用が進んでいない状況にあります。

国においては、これまでも「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」等を示していただいたほか、所有権移転登記に係る登録免許税の免税措置を講じていただいておりますが、移転元地の利活用の促進を図るため、被災自治体が行う移転元地の集約等の事業に係る費用に対し、東日本大震災復興交付金の効果促進事業に代わる財政支援を行うよう求めるとともに、「第2期復興・創生期間」の後も上記の免税措置の延長を求めます。

また、移転元地について、利活用の検討を支援するための土地活用ハンズオン支援事業を今後とも継続するよう求めるとともに、実際に利活用が図られるまでに要する除草等の直接的な維持管理費用に対し、財政支援を行うよう求めます。

10 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援

東日本大震災に係る災害援護資金の債権回収については、被災者の円滑な生活再建と適正な管理・回収による借受人の間での公平性の確保との両立が重要です。

本県では、県全体で約2万4千件、約409億円を被災者の方々に貸し付けており、うち、県が3分の1を負担している、仙台市を除く31市町村については、約8,900件、約176億円を貸し付けています。

これらの貸付の多くが本格的な償還時期を迎えているとともに、第1回目の貸付の償還期限が令和6年度に迫っていますが、既に多くの未償還案件が発生しています。

国貸付金の償還期間の延長がなされない場合、生活が困窮している借受人に対して期限内の回収を進めても十分な回収ができず、借受人の生活再建が一層困難になるため、国貸付金の償還期間も延長されるよう、必要な法令等の改正を求めます。

また、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金抛出に係る県負担分に対し必要な財政支援を講じることを求めます。

11 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

東日本大震災後、着実に復興が進んできてはいますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和5年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細やかな教育的支援が行われているところですが、令和6年度以降についても、教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し、心のケアやきめ細やかな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、指導方法工夫改善等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ、基礎定数化するよう求めます。